

令和6年度 第4回 野田市都市計画審議会 次第

日時 令和7年2月19日（水）
午前10時から

場所 市役所高層棟8階 大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

報告第1号 野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）のパブリック・コメント手続の結果について（報告）

議案第1号 野田市景観計画の策定について（諮問）

議案第2号 野田都市計画用途地域の変更について（付議）

議案第3号 野田都市計画山崎梅台地区地区計画の決定について（付議）

4 そ の 他

5 閉 会

報告第 1 号

野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）のパブリック・
コメント手続の結果について（報告）

野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）

2 意見の募集期間

令和6年10月16日（水曜日）から令和6年11月14日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	11件
②提出方法	直接持参	1人 7件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 4件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市景観計画（案）			
1	「野田市景観条例（案）の概要」別表の表外に「届出が必要のない行為であっても景観計画に規定する基準等に適合するよう計画することになります」とあるが、これは、「景観計画区域内（すなわち野田市全域）では、届出が必要のない行為であっても基準等に適合するように努力する必要がある（努力義務）」ということか？	お見込みのとおり努力義務となります。	修正無し
2	景観形成基準の色彩について、「色彩、素材は周辺環境との調和を図るよう努める」と努力義務としている一方で、その具体的な色相や彩度については、その基準範囲内にすることは義務なのか、それとも努力義務と解釈するのか？	色相や彩度については、具体的な基準を示していますので、「色彩、素材は周辺環境との調和を図る。」に修正いたします。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	色彩について、カタログでの色彩（塗料発注時）と施工後の色彩では一致しないと思いますが、景観形成基準の判断においては、どちらで判断すればよいのか？	カタログの色彩で判断することになります。	修正無し
4	景観計画の区域について、初めから市全域を指定するのでなく、野田市らしさを具体的に示すような地域や区画を選定して、景観を守っていくとした方が理解を得られるのではないかと。	景観という概念は、市内のどこにおいても重要なものであると捉え、市全域としています。	修正無し
5	東武アーバンパークラインは名称ではなく、路線愛称です。訂正をお願いします。	計画書では、「東武野田線」の名称を使用しており、当該箇所は東武アーバンパークラインの愛称を説明した内容であることから、原案のとおりといたします。	修正無し
6	サイクリングロードという言い方は道路法上適切ではありません。道路法第48条の13第2項により自転車歩行者専用道路とされています。	堤防天端を利用したサイクリングロードには、道路法の自転車歩行者専用道路以外の箇所もあることから、原案のとおりといたします。	修正無し
野田市景観条例（案）			
7	「本市における良好な景観の形成」はとても抽象的なので具体的に盛り込むべきである。	景観条例は、景観法及び景観計画に基づく手続等を規定しております。 本市における良好な景観の形成は、景観計画の基本方針等に記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し
8	本条例に基本理念が記載されていない。記載すべきである。	基本理念は、景観計画の目的等に記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し
9	野田市景観計画（案）においては記載があるが、他市条例に盛り込まれている市の責務、市民の責務、事業者の責務の記載がない。記載すべきである。	市、市民、事業者の責務は、景観計画に市民・事業者・市の役割を記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
10	野田市景観計画（案）に記載のある景観計画の区域を条例に盛り込むべきである。	景観法では、景観計画区域は景観計画に定める事項と規定されていることから、原案のとおりといたします。	修正無し
11	野田市都市計画審議会において、市長は学識経験者等の意見を聴くことができるとありますが、野田市における都市景観の形成を審議するため、都市景観審議会又は景観アドバイザーを置くべきである。	景観法に、景観計画を定めるときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、原案のとおりといたします。 なお、景観審議会については、今後、必要に応じ設置の検討をしてまいります。	修正無し

○景観法（抜粋）

（平成十六年六月十八日）

（法律第百十号）

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

●色の表示方法

赤や青、黄などの色名による表現はとらえ方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、色の表示方法の一つにJIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」があります。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(色合い)」、「明度(明るさ)」、「彩度(鮮やかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

●**色相**は、色合いを表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

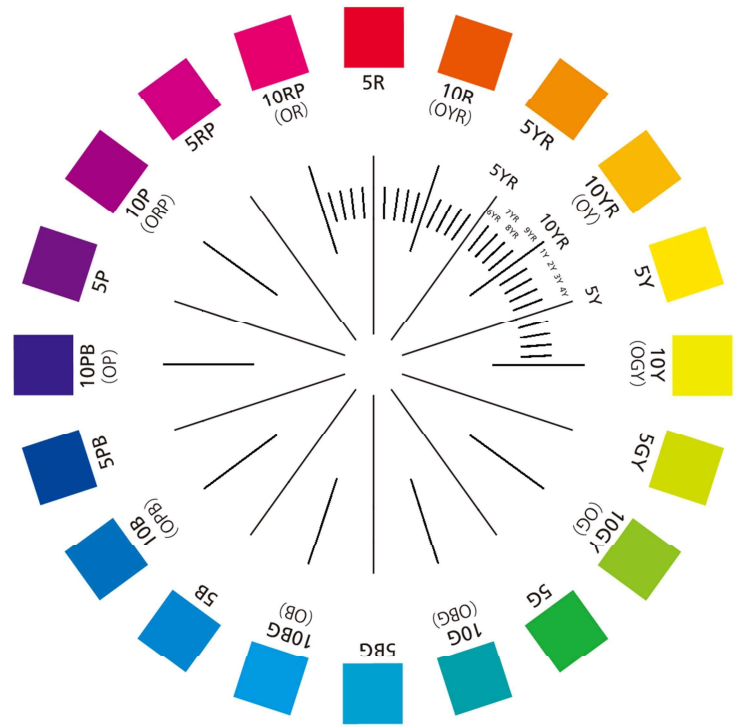
●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青は8程度です。

●**マンセル値**は、これらの属性を組み合わせで表記する記号です。

有彩色は、7.5R4/14のように、色相、明度/彩度を組み合わせで表記し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせで表記します。



(出典：千葉県 景観形成基準の例)

